

倉情・個審答申第24号

平成17年4月15日

倉敷市長様

倉敷市情報公開・個人情報保護審査会

会長 白井公平

平成16年12月7日付け国土第208号で諮問のあった次の事案について、別紙のとおり答申します。

記

「平成16年8月30日付け国土第136号で行った行政文書の不開示決定」に対する異議申立てについての事案

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 異議申立てに係る経緯

- 1 異議申立人は、平成16年8月16日、倉敷市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、実施機関に対して「平成6年4月13日付け6耕管玉第9号文書の右側上から一行目に記載してある「未決10数筆」に係る10数筆が昭和54年9月5日以降同56年9月30日までは未決（又は筆界未定）であったと思われる。この未決となっている地籍図及び地籍簿」に係る行政文書についての開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として「昭和52年度（一筆地調査実施）玉島道口の一部地区に係る昭和54年9月5日認証時の地籍図及び地籍簿」（以下「本件行政文書」という。）を特定し、該当となる昭和54年9月5日認証時の状態のものは存在しないことを理由として、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成16年8月30日付け国土第136号により異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、平成16年10月27日、実施機関に対し行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- 4 実施機関は、条例第17条の規定に基づき、平成16年12月7日付け国土第208号「諮問書」により、倉敷市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して本件異議申立てについて諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

異議申立人が、異議申立書、反論書及び口頭による意見陳述で主張する要旨は、概ね次のとおりである。

- 1 異議申立ての趣旨
実施機関が不開示決定した本件行政文書の開示を求める。
- 2 異議申立ての理由

- (1) 実施機関は、倉敷市がかかわった地籍調査の成果（正本）は、認証後、すべて県から倉敷市に保管させられている旨の説明を異議申立人に対して行っている。したがって、本件処分は認められない。
- (2) 本件行政文書が不存在の場合は、保存期間が満了したため廃棄処分したとか、消失、流失、盗難等の具体的、合理的な不存在理由を示すことが、市民の信頼を得るに通じるものである。
- (3) 不存在理由が紛失、変造等による場合には、実施機関は、潔く遺憾の意を文書を以って表明すべきである。
- (4) 実施機関が不開示理由説明書で述べている昭和56年8月18日に行なわれた再調査（昭和53年10月3日付け誤等訂正申出書に対する処理）は、昭和54年9月11日付け岡山県公報の告示第754号に記載してある調査を行った期間（昭和52年4月～昭和54年3月）外の調査であり、岡山県知事の認証外の違法な調査である。
- (5) 実施機関は、昭和56年1月21日付け56耕第159号で岡山県知事に対して地籍調査成果（昭和54年9月5日認証）の管理受託をしていることから、認証時の状態で地籍図及び地籍簿が保管されていなければならないが、実施機関が不開示理由説明書で述べている「現在保管されている地籍図及び地籍簿は、認証時のものとは状態が異なっている」ことについては容認できない。

第4 実施機関の主張要旨

不開示理由説明書の記載内容及び口頭説明の結果をまとめると、実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

1 本件処分の背景

異議申立人は、平成6年頃から、玉島道口の所有地について昭和52年度に行われた国土調査に関して、実施機関に次のような申立てをしている。

異議申立人が所有する757-第1については、当初の一筆地調査がなされず、保留状態となったまま昭和53年、閲覧に供された。

その際提出した誤等訂正申出書に基づく再調査が、昭和54年の認証後、昭和56年になって実施され、地籍図及び地籍簿が修正された。その結果、約60㎡の面積が減ってしまった。

認証後に実施された再調査は違法であり、原点に帰って再度一筆地調査を実施せよというものである。

2 不開示理由説明

不開示とした昭和52年度（一筆地調査実施）玉島道口の一部地区に係る昭和54年9月5日認証時の地籍図及び地籍簿については、国土調査法（以下「法」という。）第21条により成果の写しを市町村長へ送付することになっているが、岡山県では県の地籍調査成果管理要領により成果の正本は地籍調査を実施した市町村が保管することになっている。

しかし、昭和54年9月5日の認証日以降の昭和56年8月18日に行なわれた再調査（昭和53年10月3日付け誤等訂正申出書に対する処理）により757-第1外10数筆の筆界が確定され、地籍図及び地籍簿が修正され、法務局に送付された。

その結果、認証当時の状態（保留状態）ではなくなり、修正後の状態で現在保管している。

したがって、本件開示請求に対しては、現在保管されている地籍図及び地籍簿は認証時のものとは状態が異なっていることから、請求どおりのものの開示は不可能であると判断した。

第5 審査会の認定事実

審査会において認定した事実は、次のとおりである。

- 1 異議申立人は、昭和53年10月3日付けで実施機関に対して、法第17条第2項の規定に基づく誤等訂正申出書を提出した。
- 2 法第17条第2項の規定に基づく誤等訂正申出書に対して、実施機関は、その申出に係る事実があると認めるときは、遅滞なく、同条第3項の規定に基づき、当該地図及び簿冊を修正し、法第18条の規定に基づき、県知事に送付しなければならない。
- 3 本件行政文書について、実施機関は、法第19条第1項の規定に基づき、昭和54年6月29日付け54玉産第303号により岡山県知事に認証請求している。
- 4 3の認証請求に対して、岡山県知事が法第19条第2項の規定に基づき、昭和54年9月5日に認証している。
- 5 岡山県知事は、法第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果（地籍図及び地籍簿）を認証した場合、法第20条第1項の規定に基づき、法務局に当該成果の写しを

送付しなければならないこととなっている。

- 6 実際の運用では、国土調査の成果である地籍図及び地籍簿は、県知事に送付されていない。岡山県知事の認証時、岡山県知事から岡山地方法務局倉敷支局長に宛てた「地籍調査の写しの送付について」の送付状に実施機関が保有している地籍図及び地籍簿の写しを添付して、実施機関が送付している。
- 7 ところが、1の誤等訂正申出書に対する再調査は、昭和56年8月18日に行なわれ、757-第1外10数筆の筆界が確定され、地籍図及び地籍簿が修正された。
- 8 7の再調査後、法第20条第1項の規定に基づき、実施機関は、岡山県知事から岡山地方法務局倉敷支局長に宛てた昭和56年11月13日付け土第646号「地籍調査の写しの送付について」の送付状に7で修正された地籍図及び地籍簿の写しを添付して送付している。
- 9 したがって、本件については、3の認証請求前に行われるべき再調査が、4の認証以降に行われたため、結果として、認証後、遅滞なく行われるべき6の処理が行われなかった。
- 10 実施機関は、既認証地区地籍調査結果について、昭和56年1月21日付け56耕第159号「地籍調査成果の管理受託について」により、岡山県知事から管理を受託したが、その後、7の再調査が行われたことにより、現在、修正された地籍図及び地籍簿の正本を保管している。

第6 審査会の判断

本件行政文書は、昭和54年9月5日、岡山県知事が認証した地籍図及び地籍簿である。本件行政文書は、そのままの状態でも成果の正本を倉敷市が保管しておかなければならず、倉敷市が保管していたものと思われる。

ところが、昭和56年8月18日に行われた再調査により、再調査の結果を本件行政文書の地籍図及び地籍簿に修正して記載し、変更させた。その結果、本件行政文書は存在しないことになった。開示の対象となる行政文書が存在しない以上、開示することができないと判断せざるをえない。

第7 結論

以上の理由により、「第I 審査会の結論」のように判断する。

第8 審査会の処理経過等

審査会の処理経過及び審査会委員は、次のとおりである。

1 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成16年12月7日	諮問書の收受
平成16年12月10日	実施機関の不開示理由説明書の收受
平成16年12月21日	第1回審査会
平成17年1月21日	異議申立人からの反論書の收受
平成17年1月31日	第2回審査会
平成17年2月21日	第3回審査会 (異議申立人及び実施機関の口頭意見陳述)
平成17年3月29日	第4回審査会
平成17年4月15日	答申

2 倉敷市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	職 名
会 長 白 井 公 平	弁 護 士
副会長 西 浦 公	岡山商科大学法経学部教授
清 野 幸 代	弁 護 士
守 屋 明	関西学院大学法学部教授
黒 神 直 純	岡山大学法学部助教授